
基本目標 2

地域でお互い助け合いながら暮らしていく

1 地域福祉活動への支援

高齢者を「支える側・支えられる側」といった立場で区別するのではなく、介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させることが、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりの中核となっています。

地域住民と行政、社会福祉協議会等が協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していける「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を構築するため、第1層・第2層生活支援コーディネーターを中心に協議体を開催することで地域課題を把握し地域のつながりを創出していくとともに、地域ケア会議の開催により孤立する住民への支援を行ってまいります。

本町では、社会福祉協議会が住民の困りごとを住民とともに解決する事を基本とするコーディネーターとして「はやま住民福祉センター」を立ち上げ、地域福祉活動を推進しております。

また、日常生活に根ざした支援活動を行う小地域福祉活動が、社会福祉協議会支援のもと行われています。

元気な高齢者が支え手となりお互いさまの地域づくりを行うため、今後社会福祉協議会との連携を更に深め、地域福祉活動への支援を行ってまいります。

2 生活支援協議体・コーディネーターの設置

要支援者は掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっていますが、排泄、食事摂取などの身の回りの行為は自立している方が多い状況です。

このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につながると期待されております。

生活支援サービスの充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化が必要になっており、その担い手として市町村ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を設置することが求められております。

本町では、地域福祉活動の支援を行ってきた社会福祉協議会と協議し、第7期計画期間中に町内8圏域（小地域福祉活動推進組織設置圏域）に対し第2層生活支援協議体を設置した上で、生活支援コーディネーターの配置を目指してまいります。

【生活支援コーディネーター、協議体】

(1) 生活支援コーディネーター

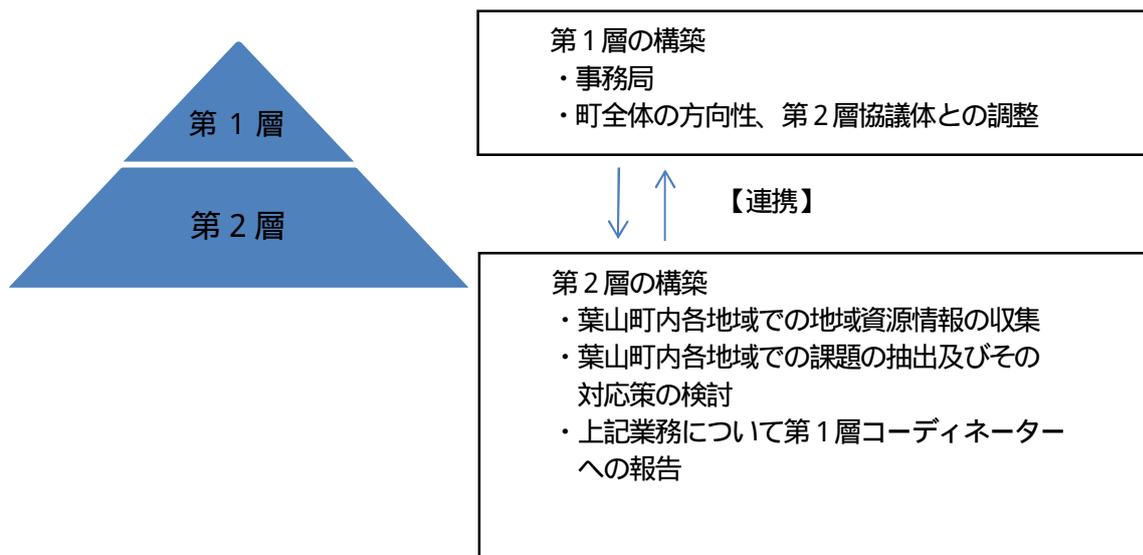
地域での支え合い・助け合いを広めていく(創出・充実、拡大とネットワーク化を行う)人材です。特別な資格要件はありません。

(2) 協議体

住民主体の組織で、生活支援コーディネーターを補佐して、それぞれの分野で助け合い活動を創出し、拡大していきます。



(3) 1層・2層協議体



【葉山町地域福祉推進プランにおける日常生活圏域と第2層協議体設置圏域】

地区名 圏域名	あいさつ圏域 (目安)	民生委員活動圏域	町内会・自治会活動圏域	小地域福祉活動推進組織設置圏域 (生活支援協議体設置圏域)
木古庭地区	8か所	3か所	1か所	
上山口地区	11か所	3か所	1か所	
下山口地区	12か所	3か所	1か所	
一色地区	42か所	13か所	9か所	1か所
堀内地区	39か所	15か所	12か所	1か所
葉桜地区	13か所	4か所	1か所	
イトーピア地区	8か所	3か所	1か所	
長柄下地区	3か所	1か所	1か所	1か所
長柄地区	13か所	3か所	1か所	

(葉山町地域福祉推進プランにおける日常生活圏域)

・あいさつ圏域(50～100世帯程度)

物理的にも精神的にも距離が近く、人と人の継続したかかわりがある、又は作ることができる圏域。

・民生委員活動圏域(200～300世帯程度)

民生委員・児童委員が相談支援を行う圏域。

・町内会・自治会活動圏域(100～1,400世帯程度)

住んでいる人が「わが町」と思えて組織的な活動が可能な圏域。

・小地域福祉活動推進組織設置圏域

単一又は複数の町内会・自治会からなる圏域で、地区社会福祉協議会方式やボランティアセンター方式、町内会福祉部方式の小地域福祉活動推進組織を設置する圏域。

地域性が共通しており、地域の福祉活動や活動方針の合意などでまとまりやすい特徴があります。

【日常生活圏域と第2層協議体・生活支援コーディネーター】

地区名	日常生活圏域	協議体	生活支援コーディネーター
木古庭地区	1 圏域	1 か所	1 人
上山口地区		1 か所	
下山口地区		1 か所	
一色地区		1 か所	1 人
堀内地区	1 圏域	1 か所	1 人
葉桜地区		1 か所	1 人
イトーピア地区		1 か所	
長柄下地区		1 か所	
長柄地区			

3 地域ケア会議の開催

【事業内容】

地域には様々な課題が発生しており、困難事例も年々増加しております。

地域ケア会議は、介護事業者、地域住民、対象者家族などが個別ケースの支援内容の検討をし、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その地域課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実につなげていきます。

また、生活支援サービスの充実のため、社会福祉協議会と連携して地域ケア会議の場を通じて社会資源の開発を目指していくこととします。

実績値	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)
開催数	4	2	4

【取り組みの方向】

地域での様々な課題について、個別ケースへの検討を通じた地域課題の抽出を行い、地域づくり・社会資源の開発、施策の充実を図ります。

目標値	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
開催数	6	6	6

4 生きがいミニデイサービス事業

【事業内容】

地域の人たちとの交流を通じて、介護予防、生きがいづくり、住民同士のつながりをつくる事業を実施する地域ボランティアグループを支援する事業です。

実績値	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)
延べ参加人数	4,991	5,130	5,500

【取り組みの方向】

介護予防に資する地域福祉活動の一環として、今後とも事業を実施していきます。

目標値	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
延べ参加人数	6,000	6,500	7,000

5 貯筋運動

(地域づくりによる介護予防推進支援事業)

【事業内容】

地域住民が主体となり、行政による技術的な支援のもと、貯筋運動による介護予防事業を実施し、地域づくりと介護予防を行う事業です。

実績値	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)
実施団体	-	3	10

【取り組みの方向】

介護予防に資する地域福祉活動の一環として、今後とも事業を実施していきます。

目標値	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
延べ参加人数	15	20	25

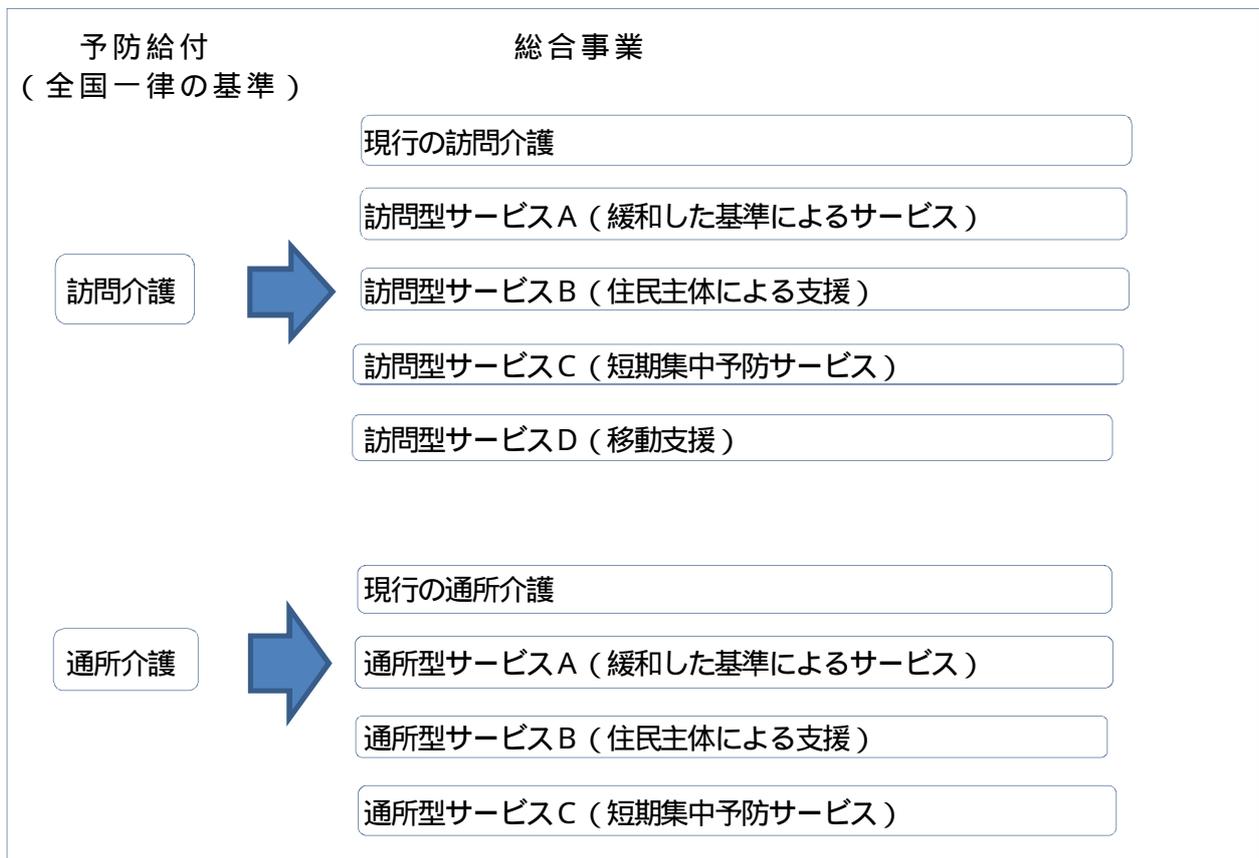
6 総合事業における多様なサービスの創出

(1) 訪問介護・通所介護

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して、予防給付のうち訪問介護、通所介護については、総合事業において多様なサービスを提供することが可能となっています。

本町では、2017年（平成29年）4月より総合事業を実施しており、第7期計画期間中に基準緩和したサービス、住民主体サービス等多様なサービスを創出してまいります。

特に、要支援・要介護認定者は外出回数が減り、サロンへの参加が困難になるという傾向があることから、訪問型サービスDでの外出支援を新たに創設することとします。



(2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

7 高齢者虐待防止への取り組み

近年、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっており、その種類には、身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄など様々です。

2006年（平成18年）4月からは、虐待を防止するための高齢者虐待防止法が施行されており、本町では2011年度（平成23年度）に葉山警察署に対し通報時に速やかに対応できるよう、休日夜間を含めた連携体制を確認しております。

今後は、高齢者虐待防止パンフレットを作成し、高齢者虐待の通報や届出窓口を住民に周知してまいります。

更に、高齢者虐待の防止と要介護者支援を円滑に進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、総合相談、早期発見、見守り、サービス提供による介入等を行うためのネットワークの整備を図るとともに、養護者の介護負担を軽減するため、在宅サービスの充実等に努めます。

施設での高齢者虐待防止対策としましては、これまで特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設で高齢者の権利擁護について研修会を実施してまいりましたが、今後も施設等に対し研修会を実施していきます。

また、成年後見制度につきましては、高齢者が尊厳ある生活を維持するために社会福祉協議会と連携し、相談・利用支援及び普及・啓発を行ってまいります。

高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

- 1 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
- 2 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- 3 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5 経済的虐待：養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

8 災害時における対策

熊本地震等、近年の高齢者等の被災状況を踏まえ、災害時における要援護高齢者の避難支援として、葉山町地域防災計画のもと、関係機関の連携により、安全な避難誘導や支援体制を構築していく必要があります。

本町では、災害時に避難所での生活が困難である重度の在宅高齢者等を施設に一時避難させるため、町内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設と、2008年（平成20年）に協定を締結するとともに、高齢者をこれらの施設まで搬送するため、葉山町社会福祉協議会が所有する車両を使用する協定も締結しています。

また、2011年（平成23年度）からは地域の実情を把握している民生委員・児童委員協議会に対し、民生委員活動の一助になるよう65歳以上単身高齢者リストを提供してきました。

今後は、町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し消防本部、警察署、民生委員・児童委員、町内会、自治会等と連携しながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための体制整備に努めるとともに、町内居宅介護支援事業所等と災害時における対応等について検討していきます。

9 社会参加の促進

行政による公的サービスの充実と合わせて地域の福祉課題の解決に向け、民生委員・児童委員、町内会・自治会等との連携した取り組みが求められています。

多くの高齢者にこれまでの知識や経験を生かして防犯活動、交通安全活動、町内会・自治会活動など様々な取り組みにご尽力いただいております、町ではそのための環境整備に努めてきました。

高齢者の方々は交通安全や防災、防犯、福祉など様々な分野で重要な役割を担っており、今後さらなる活動の活性化のために、高齢者がこれまでの豊富な知識や経験を生かしてご参加いただけるよう支援していきます。

1) 老人クラブへの活動支援

【事業内容】

老人クラブ活動への支援を行い、ボランティア活動、生きがい活動と健康づくりなどの活動を行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者が地域で生きがいを持って暮らしていけるよう、老人クラブの活動支援を行います。

2) 老人クラブ補助金交付事業

【事業内容】

18の単位クラブ及び老人クラブ連合会に対して、その運営をより充実させるため助成を行っています。

実績値	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)
交付先団体数	20	18	18

【取り組みの方向】

18の単位クラブ及び老人クラブ連合会に対して、その運営をより充実させるため助成を行います。

目標値	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
交付先団体数	18	18	18

3) ねんりんふれあいの集い事業(芸能大会)

【事業内容】

60歳以上の高齢者を対象に高齢者の親睦を図るため、毎年7月の第1週の水曜日に老人クラブ連合会主催の芸能大会を行っています。

【取り組みの方向】

今後も高齢者の親睦を図るため、毎年7月の第1週の水曜日に老人クラブ連合会主催の芸能大会を行っていきます。

4) ねんりんふれあいの集い事業(いこいの日事業)

【事業内容】

福祉文化会館に60歳以上の高齢者が集まり、保健師あるいは看護師による健康・介護予防・疾病予防の受講や、相互の親睦を図るなど、介護予防と住民の交流を深める事業です。1回あたり70名程度の参加を見込み、毎月2回実施します。

実績値	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)
開催数	24	21	22

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の健康・介護予防・疾病予防及び相互の親睦を図るため、1回あたり70名程度の参加を見込んで毎月2回実施してまいります。

目標値	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
開催数	22	22	22

5) ねんりんふれあいの集い事業(囲碁・将棋練習会)

【事業内容】

老人クラブ友好会が中心となり、福祉文化会館に60歳以上の高齢者が集まり、毎週3日(木・土・日(第4土曜日は休み))相互の親睦を図るため囲碁・将棋練習会を行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の相互交流・親睦を図るため、毎週3日(木・土・日(第4土曜日は休み))福祉文化会館で囲碁・将棋練習会を行っていきます。

6) ねんりんふれあいの集い事業(社交ダンス教室)

【事業内容】

高齢者の生きがい活動の支援及び相互交流を図るため、原則毎週月曜日に福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にダンス教室を行っています。(年4回、発表会も行っています。)

実績値	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)
延べ参加人数	2,830	2,433	2,500
延べ利用回数	51	49	50

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の生きがい活動の支援及び相互交流を図るため、原則毎週月曜日に福祉文化会館でダンス教室を行っていきます。

目標値	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
延べ参加人数	2,500	2,500	2,500
延べ利用回数	50	50	50

7) ねんりんふれあいの集い事業(スポーツ(リズム体操)教室)

【事業内容】

高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、原則第2・第4月曜日に体操の講師を呼び、福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にリズム体操を行っています。

実績値	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)
延べ参加人数	505	455	480
延べ利用回数	27	23	24

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、原則第2・第4月曜日に体操の講師を呼び、福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にリズム体操を行っていきます。

目標値	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
延べ参加人数	480	480	480
延べ利用回数	24	24	24

8) 高齢者くつろぎの場事業

【事業内容】

高齢者の心身の健康の保持を目的に、余暇と団体行動の場として8か所の町内会館・自治会館を8のつく日に開放しています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の心身の健康の保持を目的に余暇と団体行動の場として8か所の町内会館・自治会館を8のつく日に開放します。

9) 趣味の作品展

【事業内容】

日頃の趣味活動から生まれた作品(手芸品、写真、絵画、書道等)を福祉文化会館に展示しています。(年1回、3日間開催)

【取り組みの方向】

今後とも、老人クラブの活動支援の一環として年1回、3日間開催します。

10) 歩こう会

【事業内容】

高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、年2回(春・秋)町内を散歩する会を老人クラブ連合会主催で、60歳以上の高齢者を対象に行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、年2回(春・秋)町内を散歩する会を老人クラブ連合会主催で、60歳以上の高齢者を対象に行っていきます。

10 就業の支援

1) 就労支援

【事業内容】

シルバー人材センターでは、高齢者が生きがいを持って生活することを目的に、おおむね 60 歳以上の人を対象に、家庭や事業所、公共団体などから有償で仕事をうけ、これを登録した会員に斡旋しており、高齢者に働く機会を提供しています。

【取り組みの方向】

今後とも、シルバー人材センターを通じ、高齢者の就労支援を行っていきます。